第9回伊万里市農業委員会会議

1. 日 時 平成26年9月4日(水) 開会 午後3時30分 閉会 午後5時00分

2. 場 所 市役所大会議室(4階)

3. 出 席 22名

4. 欠 席 1名

議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席	議席	氏	名	出席
1	山口	友三郎	0	1 1	草場	道 治	0	2 1	口 扫	満 子	0
2	池田	良一	0	1 2	田代	三義	0	2 2	中島	德 雄	0
3	井手	憲一郎	0	1 3	松本	初雄	0	2 3	平林	博文	0
4	西山	哲	0	1 4	木 須	修	0				
5	内海	敏 光	0	1 5	岸本	熊一	0				
6	米岡	省子	0	1 6	山口	光 壽	0				
7	松尾	雅宏	0	1 7	古賀	正春	0				
8	前田	節朗	0	1 8	福田	義晴	欠				
9	松本	健一郎	0	1 9	江向	信夫	0				
1 0	島田	義 忠	0	2 0	橋口	忠次郎	0				

 議事録署名者
 4番 西山 哲

 21番 山口 満子

5. 事務局職員

職名	氏 名	職名	氏 名
事務局長	松岡猛彦	農地係	久 保 克 明
農地係	松尾慎也		

6. その他出席者 なし

7. 付議事項

議案	第49号	農地法第5条の申請について	(2件)
議案	第50号	農地法第4条および第5条の申請について	(1件)
議案	第51号	農地法第4条の申請について	(1件)
議案	第52号	農地法第3条の申請について	(8件)
		農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について		
送 安	数 [2]	(利用権設定 通年		6件)
議案	第53号	(公社からの買受		1件)
		(公社への売渡		1件)

8. 報告事項

報告	第19号	農地法第18条第6項通知の受理について (2件)
報告	第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出について (1件)

9. 連絡事項

なし

	T		
議長	みなさん、こ	んにちは。	
	(挨拶)		
茶 巨	スカブは たよ	いまとり第0同曲光禾昌へ入業が明今しま	———— 十
議長		いまより第9回農業委員会会議を開会しま	
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	席者1名、18番の福田義晴委員が欠席と	なつ (
	おります。		
		名人の御依頼を申し上げます。	
	今回は4番 西	i山哲委員、21番 山口満子委員です。	
	事務局で作成す	る議事録が完成次第、御署名をお願いしま	す。
	本日の議案数は	、 5つです。	
	議案第49号	農地法第5条の申請について	2件
	議案第50号	農地法第4条および第5条の申請について	
			1件
	議案第51号	農地法第4条の申請について	1件
	議案第52号	農地法第3条の申請について	8件
	議案第53号	農用地利用集積計画[農業経営基盤強化	促進事
		業]について	
		利用権設定 通年	6件
		公社からの買受	1件
		公社への売渡	1件
	また、報告事項	iは、2つです。	
	 報告第19号	農地法第18条第6項通知の受理について	
			2件
	 報告第20号	農地法第4条第1項第8号の規定による農	
		用届出について	1件
	となっておりま		± 11
		. / 0	

議長

それでは、議事に入ります。

議案第49号 農地法第5条の申請について事務局から説明を お願いします。

事務局

議案第49号 農地法第5条の申請2件について御説明します。

議案の1ページ、41番になります。

図面は、案内図と字図が1ページ、土地利用計画図が2ページ、になります。

申請地は、大坪町六仙寺地区です。

譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。

農地区分は第3種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のエの(ア)のbの(c)、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域内にある農地に該当します。

許可基準としましては、第2の1の(1)のエの(イ)、許可し得るに該当します。

続きまして、議案の1ページ、42番になります。

図面は、案内図と字図が 3ページ、土地利用計画図が 4ページ、断面図が 5ページになります。

申請地は南波多町原屋敷地区です。

譲受人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。

農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい

事務局	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した
	が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺
	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当し
	ます。
	議案第49号農地法第5条の申請は以上2件です。
議長	それでは、農地法第5条41番について担当委員から説明をお願
	いします。
担当委員	先程言われましたように場所は六仙寺です。現地を確認しました
	ところ、申請地の両隣は農地で、耕作されていますけれども、申
	請地は、数年前から保全管理ということで耕作をされておりませ
	ん。隣接者の承諾、生産組合長、区長の印もありましたので、特
	別問題はないかと思います。どうぞ御審議ください。
議長	農地法第5条41番について、御意見、御質問はございませんか。
	< なし >
	特にないようですので、農地法第5条第42番について担当委員
	から説明をお願いします。
担当委員	南波多町の原屋敷です。譲受人は手広く太陽光発電をなさってい
	る会社となっております。申請地はミカン畑で、その後譲渡人が
	コスモスを植えたりしておりましたが、高齢により現在は荒れ地
	となっております。特に支障はないだろうとの地元の判断があ
	り、私もそう思いますので署名をしております。宜しく御審議を
	お願いします。
議長	42番について、御意見、御質問はございませんか。

5番委員	発電量はどれくらいありますか。
事務局	年間の予想発電量は64万7千593キロワットとなっており
	ます。
議長	土地は、買上ですか。賃借ですか。
事務局	買上です。
議長	買上の金額はいくらですか。
事務局	1 反当り77万1775円となっております。
議長	他にございませんでしょうか。
	< な し >
	無いようですので、議案第49号農地法第5条の申請2件につい
	て承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達
	します。
	続きまして、議案第50号農地法第4条および第5条について、
	事務局から説明をお願いします。
事務局	議案第50号農地法第4条および第5条の申請1件について御
	説明します。
	議案の2ページ、2番になります。
	図面は、案内図と字図が6ページ、土地利用計画図が7ページ、
	平面図が8ページ~9ページになります。
	申請地は、松浦町村分地区です。
	申請人が、一般住宅を建設するための申請です。
	農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの
	(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。

事務局	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討したが該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。 議案第50号農地法第4条および第5条の申請は以上1件です。
議長	それでは、農地法第4条および第5条2番について担当委員から 説明をお願いします。
担当委員	これは、譲渡人と譲受人が家族であり、自分たちの家を建てるということで、生産組合長、区長の許可もあり、特に問題はないということで私も印鑑を押しました。御審議の程、宜しくお願い致します。
議長	議案第50号農地法第4条および第5条の申請について、御意 見、御質問はございませんか。
2番委員	申請人は自分の為に家を建てるのですか。それとも子の為に建てようとしているのですか。
事務局	事務局より補足説明をさせていただきます。今回の件については、今住んでいる家が古くなったこともあり、申請人がその妻と、夫婦共有の持ち物として家を建てるために申請書を出しております。申請相談当初より息子夫婦は別の町に暮らしておりますが、まず新しい家に移ってその上で息子さんが帰ってくればその家の名義を渡したいと考えているという意向の申請です。

5番委員	転用のところに賃借となっていますが、だれがだれに賃借を行う
	のですか。
事務局	今回申請者及び貸付人が世帯主、借受人がその妻となっておりま
	して夫婦で土地を使用していくということで、使用貸借による権
	利の設定という事です。
議長	他にございませんでしょうか。
	< な し >
	無いようですので、議案第50号農地法第4条および第5条の申
	請について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して
	県へ進達します。
	続きまして、議案第51号農地法第4条の申請1件について、事
	務局から説明をお願いします。
事務局	議案第51号農地法第4条の申請1件について御説明します。
	議案の3ページ、18番になります。
	図面は、案内図と字図が10ページ、土地利用計画図が11ペー
	ジになります。
	申請地は、二里町大里地区です。
	申請人が、太陽光発電設備を建設するための申請です。
	農地区分は第2種農地の農地区分要件、第2の1の(1)のカの
	(ア)、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となってい
	ない小集団の生産性の低い農地に該当します。
	許可基準としましては、周辺に利用可能な土地がないか検討した
	が該当地がなかったため、第2の1の(1)のカの(イ)、周辺

事務局	の他の土地に立地することが困難な場合は許可し得るに該当します。
	議案第51号農地法第4条の申請は以上1件です。
議長	それでは、農地法第4条18番について担当委員から説明をお願いします。
担当委員	申請者は花や野菜を作っておりますが、後継ぎがおらず申請者も 高齢により続ける事ができないため、土地の活用として太陽光発 電施設を設置されるという事です。御審議のほどよろしくお願いします。
議長	議案第51号農地法第4条の申請について、御意見、御質問はございませんか。
農業委員	隣接者はありますか。
担当委員	すぐ隣にはありますが、前方はありません。他への悪影響等はないと思いましたので捺印をしました。よろしくお願いします。
議長	他に質問等ございましたらお願いします。 < な し > 無いようですので、議案第51号農地法第4条の申請1件について承認を戴きましたので、許可相当として意見を付して県へ進達します。 続きまして、議案第52号農地法第3条の申請8件について、事務局から説明をお願いします。

事務局

議案第52号農地法第3条の申請8件について御説明します。 議案は4ページになります。

52番から59番まで申請事由や経営状況等を掲げております。 全て農地法第3条第2項の各号には該当しないため、全部効率利 用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域との調和要件 を満たしております。

農地法第3条の申請についての説明は以上です。

議長

それでは、事務局より説明がありましたが、農地法第3条の申請 については一括審議となっておりますので、議案の4ページを見 ていただき、御意見、御質問がありましたら、挙手をお願いしま す。

< な し >

無いようですので、議案第52号農地法第3条の申請8件については申請のとおり許可することとします。

続きまして、議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]について、利用権設定通年についての説明を事務局

事務局

議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年6件について、御説明します。議案の5ページに明細書を掲げておりますのでそちらを御覧ください。

農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定 通年についての説明は以上です。

議長

議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の利用権設定の通年6件について、御意見、御質問はございませ んか。

< な し >

無いようですので、議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業]の利用権設定の通年6件については申出のとおりに決定します。

事務局

議案第53号農用地利用集積計画[農業経営基盤強化促進事業] の公社からの買受・公社への売渡について御説明いたします。

議案9ページの4番になりますが、こちらは公社からの買受となります。7月の農業委員会において公社への売渡しについて上程しました案件につきまして、今度は公社から農地を買受するための上程でございます。

売買価格については反当りの金額と全体額は議案の6ページの明細書のとおりです。買い手につきましては、売買価格の1パーセントを加えた手数料を上乗せして公社から買い受ける事となっております。

公社からの買受については、以上1件です。

続きまして5番のご説明です。こちらは公社への売渡となっております。

こちらは平成25年7月の農業委員会おいて上程しました案件 について買い手が決まりましたので、今回農業公社へ売渡する内 容となっています。

売買価格については反当りの金額と全体額は議案のページの明 細書のとおりです。

公社への売渡については、以上1件です。

議長 議案第53号農用地利用集積計画「農業経営基盤強化促進事業」 の公社からの買受1件、公社への売渡1件について、御意見、御 質問はございませんか。 公社へ売り渡す理由をお聞かせ下さい。 8番委員 基本的に公社への売渡は農業廃止、離農を理由に公社の方に農地 事務局 を売渡される。本来であれば売りたいという方がいらっしゃっ て、農業委員さんがあっせんをかけて利用調整をかけて買い手を 見つけて、決まったら公社に農地を売って、公社から決まった方 が買い取るという事が本来の形でありますが、実際のところは調 整というのが難しいところでして、今は買い手が決まっている状 況の中での公社への農地売渡しになります。18条6項の部分で 次の議案のほうで出てきますが、もともと農地の方を借りていた 農業生産法人がございまして、そちらの方が買い取られるとうい う形になります。 他に御質問等ございませんか。 議長 < な し > 無いようですので、議案第53号農用地利用集積計画[農業経営 基盤強化促進事業]の公社への売渡・公社からの買受2件につい ては承認を戴きましたので、書類を県農業公社へ送付したいと思 います。 それでは議案についての審議は以上になりますので、続きまして 報告事項に移ります。 報告第19号農地法第18条第6項通知の受理について、事務局 から報告をお願いします。

報告第19号農地法第18条第6項通知の受理2件について御
説明します。
議案は10ページを御覧ください。
39番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
解約後は自作される予定です。
40番につきましては、貸人の都合により、合意解約をされます。
解約後は公社あっせんで売買される予定で、今回公社へ売渡がで
ております。
報告第19号については以上2件です。
報告第19号農地法第18条第6項通知の受理2件について、御
質問はございませんか。
< な し >
無いようですので、続きまして報告第20号農地法第4条第1項
第8号の規定による農地転用届出について、事務局から説明をお
願いします。
報告第20号農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用
届出について説明します。
議案の11ページの5番になります。図面は、案内図と字図が1
2ページ、土地利用計画図が13ページ、平面図が14ページに
なります。
申請地は南波多町笠椎地区です。
申請地の一部に農業用倉庫を作るため届出が出ております。
報告第8号については以上1件です。
それでは第4条第1項通知について担当委員から説明をお願い
します。

担当委員	行政区は笠椎の方です。谷の奥の方に自宅がありまして、申請地は自宅前の畑です。既存の倉庫と隣接して農業用倉庫を建てたいと説明を受けました。 御審議の程、よろしくお願いいたします。
議長	5番について、御質問はございませんか。 無いようですので、これで報告事項を終了します。 < な し > これで、第9回の農業委員会を閉会します。 <<<議事終了>>>